

# 第127期 定時株主総会 招集ご通知



# YODOKO

## 株式会社 ヨドコウ

証券コード:5451

### 日時

2026年6月23日 (火曜日)  
午前10時

### 場所

ホテル日航大阪 鶴の間 (5階)  
大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号

### 決議 事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

### 株主様へのお知らせ

※株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

※定時株主総会におけるご来場の株主様へのお土産は取り止めております。

# 目次

## 招集ご通知

第127期定時株主総会招集ご通知 .....	2
------------------------	---

## 株主総会参考書類

株主総会参考書類 .....	7
----------------	---

## 事業報告

1 企業集団の現況に関する事項 .....	17
2 会社の株式に関する事項 .....	24
3 会社役員に関する事項 .....	25
4 会計監査人の状況 .....	31
5 株式会社の支配に関する基本方針 .....	32
6 剰余金の配当等の決定に関する方針 .....	36

## 連結計算書類

連結貸借対照表 .....	37
連結損益計算書 .....	39

## 個別計算書類

貸借対照表 .....	40
損益計算書 .....	42

## 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 .....	43
会計監査人の監査報告書 .....	45
監査役会の監査報告書 .....	47

(証券コード5451)

2026年6月1日

株主各位

大阪市中央区南本町四丁目1番1号

**株式会社 ヨドコウ**

代表取締役社長 田中 栄一

**第127期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第127期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

**【当社ウェブサイト】**

<https://www.yodoko.co.jp/ir/ir-stock/meeting/>

**【株主総会資料掲載ウェブサイト】**

<https://d.sokai.jp/5451/teiji/>

**【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

議決権行使につきましては、電磁的方法（インターネット）または書面（議決権行使書）により行使することができますので、後記または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時  
 2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号  
 ホテル日航大阪 鶴の間（5階）

## 3. 目的事項

## 報告事項

1. 第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の  
 連結計算書類監査結果報告の件
2. 第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
 計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件   |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第4号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、本株主総会招集ご通知には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
- ・ 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」
  - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
  - ・ 個別計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

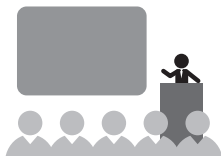
なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告をするに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

#### 4. 議決権の行使について

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

①

### 当日株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

**株主総会開催日時** 2026年6月23日（火曜日）午前10時

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として、議決権を行使することができます。なお、株主様以外の方は本株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

②

### 書面により行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着

議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

③

### インターネットにより行使いただく場合



5ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、スマート行使または議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否を、行使期限までにご入力ください。

**行使期限** 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに入力

- ① インターネットと議決権行使書の双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード<sup>\*1</sup>をスマートフォン等<sup>\*2</sup>で読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください（議決権行使コードおよびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

### 2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コードおよびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

（ご注意）

- ・議決権の行使期限は2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までとなっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- ・議決権を議決権行使書とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### 3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

た な か え い い ち  
田 中 栄 一

(1962年8月19日生)

再任

#### [略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1985年4月	当社入社
2014年2月	PCM PROCESSING (THAILAND) LTD. 出向、取締役社長
2018年6月	当社執行役員経営企画本部長（兼）海外事業企画室長
2019年4月	当社執行役員 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事
2020年6月	当社執行役員 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長
2021年4月	当社上席執行役員 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長
2022年4月	当社常務執行役員経営企画本部長（兼）海外事業企画室長、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2022年6月	当社取締役 常務執行役員経営企画本部長（兼）海外事業企画室長、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2023年4月	当社取締役 専務執行役員経営企画本部長（兼）工場管掌、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2024年4月	当社取締役 専務執行役員経営企画本部長（兼）工場管掌、鋼板開発室管掌、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2025年4月	当社代表取締役社長(現任)

#### 取締役候補者とした理由

主に鋼板関連事業の営業部門に従事し、海外子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数  
74,088株



所有する当社の株式の数  
83,692株

候補者番号

2

くまもと としお  
隈元 稔夫

(1963年3月13日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1986年4月 当社入社
- 2014年4月 当社執行役員工場長
- 2016年6月 当社上席執行役員管理本部副本部長
- 2017年6月 当社上席執行役員管理本部長（兼）関係会社担当
- 2018年6月 当社取締役  
常務執行役員管理本部長（兼）関係会社担当
- 2022年4月 当社取締役  
常務執行役員管理本部長（兼）国内関係会社担当
- 2023年4月 当社取締役  
専務執行役員管理本部長（兼）法務部長、国内関係会社担当
- 2024年7月 当社取締役  
専務執行役員管理本部長（兼）法務部長、東京支社長、国内関係会社担当
- 2025年4月 当社取締役  
専務執行役員管理本部長（兼）法務部長、国内関係会社担当
- 2025年9月 当社取締役  
専務執行役員管理本部長（兼）国内関係会社担当（現任）

取締役候補者とした理由

主に総務部門に従事し、主幹工場の長として携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数  
98,676株

候補者番号

3

はっとり

服部

ただし

格

(1958年7月16日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1982年4月 当社入社
- 2012年4月 当社執行役員営業本部副本部長
- 2016年6月 当社上席執行役員  
淀鋼商事株式会社代表取締役社長
- 2019年6月 当社取締役  
常務執行役員営業本部部長
- 2021年4月 当社取締役  
常務執行役員営業本部部長（兼）開発本部管掌
- 2023年4月 当社取締役  
専務執行役員営業本部部長（兼）開発本部管掌
- 2024年4月 当社取締役  
専務執行役員営業本部部長（兼）建材開発室管掌
- 2025年10月 当社取締役  
専務執行役員営業本部部長（兼）経営企画本部管掌
- 2026年4月 当社取締役  
専務執行役員成長戦略推進担当（兼）営業本部管掌、経営企画本部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

主に鋼板関連事業の営業部門に従事し、子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数

29,334株

候補者番号

4

さきなが  
崎永

せいいち  
清一

(1961年9月30日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1991年4月 当社入社
- 2009年10月 当社大阪工場鋼板部商品開発センター長
- 2012年9月 当社市川工場技研センター長
- 2020年6月 当社理事市川工場長
- 2021年4月 当社執行役員市川工場長
- 2025年4月 当社上席執行役員  
鋼板開発室長（兼）工場統括、東京支社長
- 2025年6月 当社取締役  
上席執行役員鋼板開発室長（兼）工場統括、東京支社長
- 2026年4月 当社取締役  
常務執行役員鋼板開発室長（兼）工場統括（現任）

取締役候補者とした理由

主に鋼板工場の製造部門および技術部門に従事し、主幹工場の市川工場では工場長として事業所の運営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数  
0株

候補者番号

5

こばやし さだお  
小林 貞人

(1951年12月11日生)

再任

**[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]**

- 1974年4月 三菱樹脂株式会社（現 三菱ケミカル株式会社） 入社
- 2010年4月 同社執行役員 長浜工場長(兼)山東工場長
- 2011年4月 同社取締役(兼)常務執行役員  
(兼) 株式会社三菱ケミカルホールディングス（現 三菱ケミカルグループ株式会社） 常務執行役員
- 2015年4月 同社代表取締役(兼)専務執行役員
- 2017年4月 三菱ケミカル株式会社 顧問
- 2019年6月 株式会社ジェムコ日本経営 顧問
- 2021年6月 当社社外取締役(現任)

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

上場企業における経営者としての海外グループ会社の指導を含む豊富な経験と製造および生産・技術部門での長年の経験による幅広い見識を有しており、これらを社外の独立した立場で当社の経営に反映していただくことが当社の益々の発展に寄与することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

6

く せ か つ ゆ き  
久世 勝之

(1963年3月12日生)

再任

**[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]**

1991年4月 弁護士登録 関西法律特許事務所 入所  
 1993年8月 久田原・久世法律事務所（現 久世法律事務所） 入所 パートナー  
 2009年6月 日弁連知的財産センター 委員  
 2010年9月 久田原・久世法律事務所（現 久世法律事務所） 代表弁護士（現任）  
 2013年6月 一般社団法人日本知的財産協会 講師  
 2019年4月 大阪弁護士会 知的財産権委員会 委員長  
 2021年6月 当社社外取締役（現任）

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

弁護士としての豊富な経験と知的財産権を中心とする幅広い企業法務の見識を有しており、これらを社外の独立した立場で当社の経営に反映していただくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実と取締役会の更なる活性化に貢献することから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法律に関する相当程度の知見を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

7

いしはら みほ  
石原 美保

(1969年2月17日生)

再任

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1996年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入社  
 2002年1月 公認会計士登録  
 2006年2月 株式会社プロティビティ・ジャパン（現 プロティビティLLC） 入社  
 2009年4月 EYアドバイザリー株式会社（現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社） 入社  
 2010年5月 石原公認会計士事務所（現 石原公認会計士・税理士事務所） 開所（現任）  
 2019年6月 当社社外監査役  
 2022年6月 日亜鋼業株式会社 社外取締役（現任）  
 2023年5月 株式会社瑞光 社外取締役監査等委員（現任）  
 2023年7月 海南監査法人 代表社員（現任）  
 2024年6月 当社社外取締役（現任）

### 【重要な兼職の状況】

日亜鋼業株式会社 社外取締役  
 株式会社瑞光 社外取締役監査等委員

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

主に公認会計士・税理士としての豊富な経験に加え、内部統制およびリスクマネジメントに関するコンサルティング業務の経験を有し、2019年6月以降は当社社外監査役としてコーポレート・ガバナンスの一層の充実に貢献いただいております。当社取締役会における多様性の一層の充実の見地からも、同氏の経験や知見を取締役会において活かしていただくことが一層有用と考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として財務および会計に精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者が当社の社外取締役または監査役に就任してからの年数について  
 本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が小林貞人、久世勝之の両氏は5年となり、石原美保氏は2年となります。また、石原美保氏は、当社の社外監査役としての在任期間が5年あります。
3. 取締役候補者の小林貞人、久世勝之、石原美保の3氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 小林貞人、久世勝之、石原美保の3氏の間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、800万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、小林貞人、久世勝之、石原美保の3氏が再任された場合は、3氏との当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役会の体制 (2026年6月23日以降の予定)

1. 取締役期待する専門性および経験

氏名	在任年数	独立社外役員	他社経営経験	任意委員会	特に期待する分野								
					企業経営・経営戦略	営業・マーケティング	生産・技術・開発	人事・労務	財務・会計	法務	海外事業	ICT・DX	ESG・サステナビリティ
田中栄一	4年			○	●	●	●				●	●	●
隈元稔夫	8年				●			●	●	●			●
服部 格	7年				●	●	●				●		
崎永清一	1年						●	●				●	●
小林貞人	5年	○	○	○	●		●				●		
久世勝之	5年	○		○						●			●
石原美保	2年	○		○					●				●

2. 上記取締役期待する専門性および経験に関する説明

田中栄一	経験の長い「営業・マーケティング」「海外事業」分野に加え、経営企画本部長兼工場管掌として担当した「ICT・DX」「ESG・サステナビリティ」「生産・技術・開発」の分野にも期待
隈元稔夫	経験の長い「人事・労務」分野に加え、管理本部長として「財務・会計」「法務」「ESG・サステナビリティ」の分野にも期待
服部 格	経験の長い「営業・マーケティング」分野に加え、マーケティングの視点を活かした「開発」「海外事業」の分野にも期待
崎永清一	経験の長い「生産・技術・開発」分野に加え、製造現場で取り組んだ「ICT・DX」「ESG・サステナビリティ」の分野にも期待
小林貞人	海外グループ会社の指導を含む「生産・技術」部門での豊富な経験をベースとする上場企業における経営者としての知見を活かした経営全般の助言に期待
久世勝之	企業法務に通じた弁護士としての知見を活用したコーポレート・ガバナンスへの貢献に期待
石原美保	相当の経験と知見を有する「財務・会計」に加え、リスクマネジメントに関するコンサルティング業務の経験に基づくコーポレート・ガバナンスへの助言にも期待

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



やすはら とおる  
**安原 徹**

(1960年1月27日生)

### [略歴および重要な兼職の状況]

1983年4月	日本輸出入銀行（現 国際協力銀行）入行
1995年10月	公認会計士安原誠吾事務所（現 公認会計士安原事務所）入所（現任）
1999年4月	公認会計士登録
2003年7月	税理士登録
2014年7月	ひびき監査法人代表社員

所有する当社の株式の数

0株

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

長年の公認会計士として培われた高い財務および会計の知識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安原徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 安原徹氏は、社外監査役の要件を満たしております。
4. 安原徹氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届ける予定であります。
5. 安原徹氏が社外監査役に就任された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本契約に基づく損害賠償責任限度額は、800万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。安原徹氏が社外監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2004年6月29日開催の第105期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内と決議いただいております。また、2021年6月22日開催の第122期定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上の貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式に関する報酬制度を導入し、当該報酬の総額を年額3,500万円以内とする条件でご承認をいただき今日に至っております。しかしながら、その後の経済情勢の変化等諸般の事情や職務と責任に加え、株主の皆様との利益共有をさらに推進し、業績向上への貢献意欲をより強く引き出すため、報酬体系における業績連動報酬の比率を高めることとし、これに伴い取締役の報酬額を年額3億4,000万円以内（うち、社外取締役は年額6,000万円以内）と改定させていただきたいと存じます。なお、上記別枠の譲渡制限付株式に関する報酬の総額（年額3,500万円以内）および内容については変更いたしません。

本議案は、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案通り承認可決されますと取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

### 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2022年6月21日開催の第123期定時株主総会において、年額6,000万円以内としてご承認いただき、今日に至っております。しかしながら、昨今、上場会社に対してコーポレート・ガバナンスの強化やサステナビリティへの積極的な取り組みが強く求められるなど、当社を取り巻く経営環境は大きく変化しております。これに伴い、監査役に期待される役割や責任がより多岐に亘り、その重要性が増大していること、およびその後の経済情勢の変化等諸般の事情を総合的に勘案し、監査役の報酬額を年額8,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

## 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、緩やかな回復の動きは見せてはいるものの、依然その動きは力強さを欠いております。円安や原材料・エネルギー価格の高止まりが物価を押し上げており個人消費が伸び悩む中、中東情勢の深刻化から原油価格が高騰しており、先行きについても非常に厳しい状況が予想されます。

世界経済におきましては、米国ではトランプ政権による通商政策の影響はあるものの、堅調な雇用と内需に支えられ底堅い景気を維持しました。中国では、政府による経済対策が景気を下支えするものの、不動産不況の調整局面長期化や内需の弱含みなどから、景気は力強さを欠く状況が続いております。欧州では、米国関税措置の影響はあるものの、物価や雇用の安定を背景とし個人消費や投資が持ち直し、景気は緩やかな回復の動きを見せております。

鉄鋼業においては、日本国内では、建設分野における人手不足や資材高騰の影響および自動車生産の低調さなどから、需要が伸び悩みました。また、トランプ政権による鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税の引き上げから、対米輸出への影響や余剰材の流入が引き続き懸念されています。

海外鉄鋼市場では、中国国内の需要不足を背景とした安価な鋼材輸出が継続し、世界的な市況の押し下げ要因となりました。これに対し、米国をはじめとする各国で通商対抗措置が強化されるなど、保護貿易主義的な動きがより鮮明となり、通商環境の不透明感は一層強まりました。

このような環境のなか当社グループは、お客様への製品の安定供給とニーズにあった製品の販売・開発につとめるとともに、原材料・エネルギーコストや労務費の上昇分を適切に反映した販売価格の維持について、お客様のご理解を得られるよう継続的な交渉と丁寧な説明に注力いたしました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高1,953億73百万円（前年同期比130億87百万円減）、営業利益118億68百万円（同20億20百万円減）、経常利益175億17百万円（同40億33百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益174億4百万円（同39億4百万円増）となりました。

当連結会計年度末の総資産は、現金及び預金の増加、有価証券の増加、売上債権の減少、評価差額の増大に伴う投資有価証券の増加、関係会社株式の減少などの差引により前連結会計年度末より22億1百万円増加し2,664億58百万円となりました。負債は、製品補償引当金が減少したことや繰延税金負債が減少したことなどから前連結会計年度末より63億53百万円減少し427億83百万円となりました。純資産は、利益剰余金、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定の増加および資本剰余金の減少や自己株式の増加などの差引により前連結会計年度末より85億54百万円増加し2,236億75百万円となりました。

販売面では、日本国内では再生産可能な製品販売価格の実現に取り組みましたが、国内鉄鋼需要の低迷や輸入鋼材などの影響もあり減収となりました。海外では、台湾の子会社である盛餘股份有限公司（以下、SYSCO社という。）は、期の終盤にかけて台湾国内での販売量が減少したことなどから減収となりました。中国の子会社である淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司（以下、YSS社という。）は、長引く不動産不況の影響などから減収となりました。またタイの子会社であるPCM PROCESSING (THAILAND) LTD.（以下、PPT社という。）は、市況の軟化による販売価格の低下などから減収となりました。結果、連結売上高は減収となりました。

損益面では、営業利益は、日本国内においては、主に当社の鋼板商品において塗装鋼板をはじめとする高付加価値商品の販売に注力しましたが、販売数量の減少などの影響もあり営業利益面では減益となりました。

海外においては、SYSCO社では期中盤にトランプ関税による関税負担の影響を強く受けたことなどから減益となりました。YSS社は長引く不動産不況の影響の中、合理化により固定費の削減を行ったことなどから営業利益は改善しました。PPT社は、販売価格は低下したものの採算は維持することができたことから堅調に推移しました。結果、連結営業利益は減益となりました。

経常利益は、営業外収益における投資有価証券売却益の計上が前期に比べ減少したことなどから、経常利益の減益幅は営業利益と比べ増加しております。

親会社株主に帰属する当期純利益は、当期においてYSS社の持分譲渡の意思決定を行ったことから、当社が保有するYSS社の出資持分について繰延税金資産および法人税等調整額を計上したこと、および佐渡島の全株式を譲渡したことによる関係会社株式売却益を計上したことなどから、連結当期純利益および親会社株主に帰属する当期純利益は前期比で増益となりました。

次に各事業内容の概況についてご説明いたします。

### ①鋼板関連事業

売上高は1,846億80百万円、営業利益は120億4百万円であります。

#### <鋼板業務>

日本国内では、前年同期比較でひも付き・店売り共に販売量が減少したことなどから、減収・減益となりました。

海外では、台湾のSYSCO社は、トランプ政権による関税の影響などから減収・減益となりました。中国のYSS社は、長引く不動産不況などの影響から回復の勢いは鈍く売上は減収となりましたが、利益面では改善が見られました。タイのPPT社は、引き続き堅調に推移しておりますが、前年同期比では減収・前期並みの利益となりました。

#### <建材業務>

建材業務では、エクステリア商品、外装建材商品ともに販売量が減少し、全体としては減収となりまし

た。

以上から、鋼板関連事業としては減収・減益となりました。

## ②ロール事業

売上高は33億74百万円、営業利益は2億31百万円であります。

日本国内向け・輸出向け共に販売量が回復したことから、増収・増益となりました。

## ③グレーチング事業

売上高は29億17百万円、営業利益は34百万円であります。

道路関連工事が低水準であることなどから販売数量が減少し減収・減益となりました。

## ④不動産事業

売上高は14億24百万円、営業利益は8億30百万円であります。

販売用不動産の売却を行ったことなどから増収となりましたが、利益面では減益となりました。

## ⑤その他事業

売上高は29億77百万円、営業利益は5億30百万円であります。

売上は伸長したものの各種コストが増加し、増収ながら減益となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は34億96百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

・ 当社市川工場 …… 圧延機主機ドライブ装置更新

### ②当連結会計年度において継続中の主要設備

・ 当社市川工場 …… 酸洗ライン溶接機更新

・ 盛餘股份有限公司(SYSCO社) …… 屏南工場 太陽光発電設備

### (3) 資金調達状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額152億50百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。

### (4) 対処すべき課題

#### ①今後の見通し

世界経済は、中東情勢の深刻化から予断を許さない状況となっております。トランプ政権による通商政策の影響は概ね織り込まれてきたものの、ウクライナ情勢も長期化しており景気は総じて極めて不透明な状況が続くものと考えられます。

日本経済は、引き続き緩やかな回復基調が続くことが期待されておりますが、中東情勢の影響を受けた原油価格の高騰や供給の不確実性が、景気回復の足かせとなることが危惧されております。

鉄鋼市場においては、日本国内市場・海外市場いずれにおいても、中東情勢の影響を受けて、エネルギーコストや輸送コストの高騰から製造コストが押し上げられる一方、鉄鋼製品の需要産業である建設業や自動車産業もエネルギー高から需要が減退するなど、極めて厳しい局面を迎えることが想定されます。

当社グループにとっても、原油価格の高騰が製造コストを押し上げることが想定され、特にカラー鋼板の原料となるシンナー・塗料において大きな影響を及ぼすことが想定されます。

#### ②長期ビジョン・中期経営計画について

当社グループは、2026年3月25日にヨドコウグループ長期ビジョン「BLOOMING VISION 2035」およびヨドコウグループ中期経営計画 2028を策定し公表いたしました。

ヨドコウグループ長期ビジョン「BLOOMING VISION 2035」は当社グループ企業理念・大切にしている価値観に基づき創立100周年を迎える2035年のありたい姿・目指す企業像を策定いたしました。

ヨドコウグループ中期経営計画 2028は、基本戦略「既存事業の強化」「成長戦略の推進」「経営基盤の強化」に沿った取り組みを進め、長期ビジョンの実現に向けた施策の展開を進めてまいります。

ヨドコウグループ長期ビジョン「BLOOMING VISION 2035」、ヨドコウグループ中期経営計画 2028の詳細につきましては当社ウェブサイトに掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

ヨドコウグループ長期ビジョン

< <https://www.yodoko.co.jp/ir/management/vision.html> >

ヨドコウグループ中期経営計画

< <https://www.yodoko.co.jp/ir/management/managementplan.html> >

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第124期 (2023年3月期)	第125期 (2024年3月期)	第126期 (2025年3月期)	第127期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	220,314	203,957	208,460	195,373
経常利益 (百万円)	17,686	15,202	21,551	17,517
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,593	4,456	13,499	17,404
1株当たり当期純利益 (円)	367.13	154.29	467.03	120.49
純資産 (百万円)	201,906	213,832	215,120	223,675

(注) 第127期につきましては2025年7月1日を効力発生日として株式分割（1株を5株に株式分割）を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
高田鋼材工業株式会社	295 百万円	100.0 %	鋼板の加工および販売、倉庫業
盛餘股份有限公司 (SYSCO社)	3,211 百万台湾ドル	63.5	鉄鋼製品の製造および販売
ヨドコウ商事株式会社	370 百万円	100.0 (35.6)	鉄鋼卸業、運送業
京葉鐵鋼埠頭株式会社	300 百万円	61.0	倉庫業
ヨドコウ興発株式会社	100 百万円	100.0	ゴルフ場などの経営および不動産賃貸
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板 有限公司(YSS社)	220 百万USドル	100.0 (20.9)	鉄鋼製品の製造および販売
PCM PROCESSING (THAILAND) LTD. (PPT社)	1,377 百万タイバーツ	77.2	カラー鋼板の製造、加工および販売
福井ヨドコウ株式会社	100 百万円	100.0	エクステリア商品等の製造加工

(注) 1. 当社の議決権比率欄の ( ) 内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。  
2. ヨドコウ商事株式会社は2025年10月1日付で淀鋼商事株式会社から商号を変更しております。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
鋼板関連事業	冷延鋼板、表面処理鋼板などの鋼板製品の製造・販売、金属屋根壁材、エクステリア商品などの建材製品の製造・販売
ロール事業	鉄鋼用ロール、非鉄用ロールなどのロール製品の製造・販売
グレーチング事業	グレーチング製品の製造・販売
不動産事業	土地建物の賃貸あるいは販売
その他事業	倉庫業、運送業、スポーツ施設の経営、売電(太陽光発電)など

(8) 主要な営業所および工場

会社名	所在地				
	本社	支社			
株式会社ヨドコウ	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
	支社	東京都中央区新富一丁目3番7号			
	営業所	名称	所在地	名称	所在地
		札幌	北海道札幌市	大阪	大阪府大阪市
		仙台	宮城県仙台市	広島	広島県広島市
		盛岡	岩手県盛岡市	高松	香川県高松市
		東京	東京都中央区	高知	高知県高知市
		高崎	群馬県高崎市	福岡	福岡県福岡市
		北陸	富山県富山市	鹿児島	鹿児島県鹿児島市
		名古屋	愛知県名古屋市	沖縄	沖縄県那覇市
	工場・事業所	名称	所在地	名称	所在地
		大阪	大阪府大阪市	泉大津	大阪府泉大津市
		呉	広島県呉市	姫路	兵庫県姫路市
		市川	千葉県市川市		
高田鋼材工業株式会社	本社	大阪府大阪市大正区鶴町五丁目3番50号			
盛餘股份有限公司(SYSCO社)	本社	中華民国 高雄市(台湾)			
ヨドコウ商事株式会社	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
京葉鐵鋼埠頭株式会社	本社	千葉県市川市高谷新町5番地			
ヨドコウ興発株式会社	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番8号			
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司(YSS社)	本社	中華人民共和国 安徽省合肥市			
PCM PROCESSING(THAILAND)LTD.(PPT社)	本社	タイ王国 チョンブリー県			
福井ヨドコウ株式会社	本社	福井県坂井市三国町新保第97号30番地			

(注) 1. 当社は2025年10月1日付で株式会社淀川製鋼所から商号を変更しております。  
 2. ヨドコウ商事株式会社は2025年10月1日付で淀鋼商事株式会社から商号を変更しております。

## (9) 使用人の状況

## ①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼板関連事業	1,885 <sup>名</sup>	18名 減少
ロール事業	149	1名 減少
グレージング事業	50	2名 減少
不動産事業	4	変動なし
その他事業	190	7名 増加
全社（共通）	99	2名 増加
合計	2,377	12名 減少

(注) 1. 上記の使用人数は連結ベースの就業人員数であり、執行役員・嘱託・雇員は含んでおりません。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社（親会社）の管理部門に係るものであります。

## ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,228 <sup>名</sup>	12名増加	42.5歳	20.8年

(注) 使用人数には執行役員・嘱託・雇員・出向者は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 636,744,600株  
 (2) 発行済株式の総数 143,244,680株 (自己株式13,027,570株を除く。)  
 (3) 株主数 48,980名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,972千株	10.45%
I N T E R T R U S T T R U S T E E S C A Y M A N L I M I T E D A S T R U S T E E O F J A P A N - U P U N I T T R U S T	5,350	3.73
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,342	3.72
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,310	3.70
ヨドコウ取引先持株会	5,291	3.69
I N T E R T R U S T T R U S T E E S ( C A Y M A N ) L I M I T E D S O L E L Y I N I T S C A P A C I T Y A S T R U S T E E O F J A P A N - U P	5,211	3.63
株 式 会 社 扇 商 會	4,330	3.02
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	3,722	2.59
阪 和 興 業 株 式 会 社	3,142	2.19
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,093	2.15

(注) 1. 当社は、自己株式13,027,570株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。  
 2. 持株比率は、自己株式(13,027,570株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、取締役(社外取締役を除く)を対象とした「譲渡制限付株式報酬」を導入しております。

区 分	株式の種類及び株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 24,700株	4名

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、個人投資家層の拡大ならびに株式の流通の活性化を図るため、2025年7月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

当社は、2026年3月12日に行った会社法第370条および当社定款第25条の定め(取締役会決議に替わる書面決議)に基づき、2026年3月13日に2,913,900株の自己株式を取得し、2026年3月31日に2,913,900株の自己株式を消却いたしました。

### 3 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

#### (1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
田中 栄一	取締役社長 (代表取締役)	
隈元 稔夫	取締役	管理本部長(兼)、国内関係会社担当
服部 格	取締役	営業本部長(兼) 経営企画本部管掌
崎永 清一	取締役	鋼板開発室長(兼) 工場統括、東京支社長
小林 貞人	取締役	
久世 勝之	取締役	弁護士
石原 美保	取締役	公認会計士・税理士、日亜鋼業株式会社社外取締役、株式会社瑞光社外取締役監査等委員
林 賢治	監査役(常勤)	
篠原 裕明	監査役(常勤)	
渡邊 りつ子	監査役	弁護士、南海化学株式会社社外取締役監査等委員
俣野 朋子	監査役	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役小林貞人氏、久世勝之氏および石原美保氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役渡邊りつ子氏および俣野朋子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役俣野朋子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務、会計および税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役小林貞人氏、久世勝之氏および石原美保氏、監査役渡邊りつ子氏および俣野朋子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
- ・ 就任 2025年6月24日開催の第126期定時株主総会において、新たに崎永清一氏が取締役に就任しました。
  - ・ 退任 2025年6月24日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって、二田哲氏は取締役に退任しました。
6. 取締役服部格氏は、2026年4月1日付で営業本部長(兼) 経営企画部管掌から成長戦略担当(兼) 営業本部管掌、経営企画部管掌となりました。
7. 取締役崎永清一氏は、2026年4月1日付で鋼板開発室長(兼) 工場統括、東京支社長から鋼板開発室長(兼) 工場統括となりました。

(ご参考) 当社では、執行役員制度を導入しています。2026年4月1日における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
隈元稔夫	取締役専務執行役員	管理本部長（兼）、国内関係会社担当
服部格	取締役専務執行役員	成長戦略推進担当（兼）営業本部管掌、経営企画本部管掌
崎永清一	取締役専務執行役員	鋼板開発室長（兼）工場統括
神崎昌平	常務執行役員	営業本部長（兼）ロール部長、東京支社長
北村宗一	上席執行役員	京葉鐵鋼埠頭株式会社 代表取締役社長
梅原彰二	執行役員	グレーチング事業部長
平田敦	執行役員	経営企画本部 特命事項担当
鳥山弘	執行役員	建材開発室長（兼）福井ヨドコウ株式会社 代表取締役社長
宮坂善和	執行役員	大阪工場副工場長 ロール部門担当
中谷篤史	執行役員	経営企画本部長（兼）淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、淀鋼建材(杭州)有限公司執行董事、海外関係会社担当
西國和美	執行役員	営業本部副本部長 営業二部担当
野村光弘	執行役員	ヨドコウ商事株式会社 代表取締役社長
八尾耕司	執行役員	大阪工場長（兼）総務部長、製造部長
山口良治	執行役員	管理本部総務部長（兼）東京支社総務部長
久世徹	執行役員	市川工場長（兼）総務部長、製造部長
木田和真	執行役員	呉工場長（兼）総務部長、技術部長

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。

ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

被保険者の保険料については、取締役会決議に基づき全額会社負担としております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、その他会社法上の重要な使用者であります。

す。

### (3) 取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### a. 決定方針の決定方法

当社は、2019年6月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る各報酬規程を、社外取締役の関与・助言を得た上で取締役会決議をもって制定し、方針として決定しておりましたが、2021年4月23日開催の取締役会において、非金銭報酬について、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬から譲渡制限付株式報酬に変更する旨を当該方針の一部改定として決議しております。

当該各報酬規程に個人別の報酬等の額の算定方法が具体的に定められており、規程に従って報酬額を算出・決定していることから、取締役個人別の報酬等の額は方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

また、当社は2021年12月24日開催の取締役会決議により、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。取締役の個人別の報酬額等の内容については、2022年度以降、取締役会から「指名・報酬委員会」への諮問・答申を経て、取締役会決議をもって決定しております。

##### b. 決定方針の内容の概要

取締役、監査役ならびに執行役員の報酬は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブとして、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合を適切に設定して決定しております。

#### <取締役の報酬>

##### ・金銭報酬

取締役会決議をもって定めた「取締役・執行役員報酬規程」において、固定報酬額、従業員賞与回答額に連動する賞与係数、配当額に連動する賞与係数をそれぞれ役位に応じて定め、個人別の金銭報酬の総額（年額）の算定方法を定めております。

支給方法としては、この総額（年額）を12か月で均等按分した額を月額報酬として支給しております。

##### ・非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬、社外取締役を除く。）

取締役会決議をもって定めた「譲渡制限付株式報酬規程」において、付与基礎額を役位に応じて定め、個人別の付与株式数の算定方法を定めております。

なお、役員区分ごとの報酬種類別の総額、員数については「⑤取締役および監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりです。

<取締役の報酬等の種類別の割合（社外取締役を除く。）>

上記の「取締役・執行役員報酬規程」および「譲渡制限付株式報酬規程」に定められた算定方法に基づく、社内取締役に対する報酬等の種類別の割合としては、概ね以下の範囲の割合となるよう設定しております。

金銭報酬（固定報酬部分） 約50～70%：金銭報酬（業績連動部分） 約15～30%：非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬） 約15～20%

## ② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会からの独立性をもって取締役の職務執行の監督、監査を行うという職責に鑑み、監査役の報酬は

- ・職務内容等に応じた報酬とする。
- ・業績への連動性を確保するため、報酬の一定割合部分を配当金および従業員賞与の変動率に併せて変動させる。

とし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により年額報酬を決定し、それを12か月で均等按分した額を月額報酬として支給しております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第105期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また別枠で、2021年6月22日開催の第122期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,500万円以内、当該金銭報酬債権の全部を現物出資して割り当てを受ける当社普通株式である譲渡制限付株式報酬の総数を年75,000株（2025年7月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合をもって実施した株式分割考慮後）を上限とする旨、決議いただいております。当該定時株主総会終結時点において支給対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2022年6月21日開催の第123期定時株主総会において年額6,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

## ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の業績を報酬額に反映することを目的とし、「取締役・執行役員報酬規程」において規程の定めに従い算出した個別の報酬額のプラスマイナス20%を超えない範囲で、取締役会決議に基づく代表取締役社長田中栄一氏への再一任により代表取締役社長が考課査定可能としております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	255 (29)	131 (23)	95 (6)	28 (一)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	55 (19)	38 (14)	16 (4)	—	4 (2)
計 (うち社外役員)	310 (48)	170 (37)	112 (11)	28 (一)	12 (5)

(注) 1. 上表には、2025年6月24日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

2. 業績連動報酬等に関する事項

- ・業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標については、業績および従業員賞与水準ならびに株主還元への連動を図るため、個別営業利益に連動する従業員賞与回答額ならびに前事業年度の配当額を採用しております。なお、当事業年度を含む業績指標は、下記に記載のとおりです。
- ・業績指標に関する実績

区 分	第124期 (2023年3月期)	第125期 (2024年3月期)	第126期 (2025年3月期)	第127期 (2026年3月期) (当事業年度)
個 業 利 別 益 (百万円)	11,036	9,169	10,804	9,853
1 株 当 たり 年 間 配 当 額 (円)	111	200	351	91

- ・当社は2025年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割しました。第127期の1株当たり年間配当額につきましては、当該株式分割後の1株当たりの金額を記載しております。
  - ・業績連動報酬等の額の算定方法については、報酬規程に基づき、従業員賞与連動部分は一般社員賞与回答額に役位別係数を乗じて算出し、配当連動部分は配当額に役位別配当基準賞与額を乗じて算出しております。その具体的な支給にあたっては固定報酬との合計額を金銭報酬の総額(年額)とし、この総額(年額)を12か月で均等按分した額を月額報酬として支給しております。
3. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対し、業績向上に対するインセンティブとして譲渡制限付株式報酬を役位に応じた報酬として付与しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容およびその付与状況は「2 会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	小林 貞人	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に経験豊かな経営者としての観点から特に設備投資および事業運営の方針に係る提言を行ったほか、全ての議案において積極的な発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
取 締 役	久世 勝之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から特に内部統制および任意の指名・報酬委員会の運営方針等について提言を行ったほか、全ての議案において積極的な発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
取 締 役	石原 美保	当該事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
監 査 役	渡邊りつ子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
監 査 役	俣野 朋子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議(4回)がありました。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小林貞人氏、取締役久世勝之氏、取締役石原美保氏、監査役渡邊りつ子氏、監査役俣野朋子氏の5名は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は800万円と会社法第425条第1項で定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	63百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社の子会社盛餘股份有限公司、淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司およびPCM PROCESSING (THAILAND) LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。

3. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況ならびに当該事業年度の監査計画の内容、監査体制、監査時間等の報酬見積りの算出根拠を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性および信頼性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 上記以外で記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づき記載すべき事項はありません。

## 5 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株式の買収行為や買収提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、買収行為や買収提案の中には、長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを目的としたもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買収提案の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買収行為の条件等が企業価値ひいては株主共同の利益と比較して不十分又は不相当であるもの、企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を損なおうとする意図のあるもの等、買収対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものが存在する可能性があることは否定できません。

当社は、2024年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を廃止しておりますが、当社株式の大規模買付行為に対しては、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」を踏まえた上で、大規模買付者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に検討するための必要な情報及び時間の確保に努めるなど、その時々において関係法令上採用可能な適切と考える施策を講じてまいります。

### (2) 当社における企業価値向上に向けた取組みの内容の概要

#### ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

##### イ. 事業内容の充実

当社は独立系の鉄鋼メーカーとして、表面処理鋼板事業とその川下分野としての建材事業からなる鋼板関連事業を中心に、電炉事業を源流とする鉄鋼ロール事業及び鋼製グレーチング事業、さらには不動産事業等を擁し、ユニークな存在感を発揮する企業として成長してまいりました。当社のコア事業である鋼板部門では、環境負荷を低減するクロメートフリー対応等に代表される高い技術力を背景に、家電・建材向けに強固な顧客基盤を有しており、また、その表面処理技術を活かして展開する建材商品及びエクステリア商品でも国内トップクラスのシェアを確保しております。

当社は、当社の企業理念・私たちが大切にしている価値観・行動指針に基づく機動力を活かした経営を

追求するとともに、当社グループの総合力と企画力を発揮してまいります。長期ビジョンの基本方針である「既存事業の強化」「成長戦略の推進」「経営基盤の強化」を成長の基軸として、商品開発・製造・販売など事業活動のあらゆる側面を通じて、中長期的な資本効率のさらなる改善と企業価値の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

#### ロ. 当社グループの企業理念の共有

当社は、その社会的責任と、さまざまなステークホルダーへの価値創造に配慮した経営による、中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念として「ヨドコウグループ企業理念」を定め、グループ内で共有しております。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

#### ハ. 長期ビジョン「BLOOMING VISION 2035」と中期経営計画

当社グループをとりまく環境が激しく変化するなか、当社グループが持続的に成長を果たしていくためには、将来を見据えたビジョンと計画を持ち、その内容をさまざまなステークホルダーと共有することで当社グループの活力を高めていくことが不可欠であると考え、当社グループの長期ビジョン「BLOOMING VISION 2035」及び中期経営計画を策定し、取り組みを進めております。

詳細は当社ウェブサイトに掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

ヨドコウグループ長期ビジョン

< <https://www.yodoko.co.jp/ir/management/vision.html> >

ヨドコウグループ中期経営計画

< <https://www.yodoko.co.jp/ir/management/managementplan.html> >

#### 二. コーポレート・ガバナンスの強化

##### (i) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値向上を実現するために、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等の全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことがコーポレート・ガバナンスの目的であると位置づけ、これまでもさまざまな取り組みを進めてまいりました。2015年12月には、実効的なコーポレート・ガバナンスの指針として「株式会社淀川製鋼所 コーポレート・ガバナンスガイドライン」（現「株式会社ヨドコウ コーポレート・ガバナンスガイドライン」）を法令及び当社定款に次ぐ上位規程として定め、運用しております。

## (ii) 当社のコーポレート・ガバナンスの体制

当社はその企業規模から経営の機動性を重視し、機関設計として会社法の定めに基づく監査役会設置会社を選択しております。その上で、情報共有化の観点から経営の意思決定と業務執行との一体性を維持しつつ、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を効率的に一定の範囲で分離することを目的として執行役員制を導入しております。

取締役会の体制としては、取締役の経営責任の明確化と、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年としております。機動的な経営を実現するため、定款における取締役の人数は7名以内としており、経験や知見が異なる多様な取締役を選任することで、取締役会の適正規模と多様性を確保することとしております。さらに、取締役会における、活発で建設的な議論による一層の活性化と、監督・意思決定プロセスの透明性の強化のために、取締役の内の複数名は、業務執行を行わない東京証券取引所の独立性基準を満たす独立社外取締役を選任することとしております。なお、当事業年度末現在の取締役総数は7名、内3名は独立社外取締役となっております。

監査役会の体制としては、会社法及び当社定款の定めにより、監査役の人数は4名以内とし、その半数以上は社外監査役を選任することとしております。なお、当社の社外監査役は、東京証券取引所の独立性基準を満たす独立社外監査役となっております。

取締役及び監査役の指名・報酬に関する手続きの公正性、透明性、及び客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役1名、独立社外取締役3名、独立社外監査役2名の計6名の委員で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。本委員会の役割・責務としては、取締役会からの諮問に基づき、指名や報酬などの特に重要な事項に関し審議を行い、本委員会の決議に基づく意見を取締役会に答申することにあります。

## (iii) コンプライアンスの推進

当社は、コンプライアンスを含むリスクを統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としており、企業理念をベースにした「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」を制定し、全従業員がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題として捉え、公正で高い倫理観に基づき業務執行にあたり、広く社会に信頼される経営体制の確立に努めております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2024年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を廃止しておりますが、当社株式の大規模買付行為に対しては、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」を踏まえた上で、大規模買付者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に検討するための必要な情報及び時間の確保に努めるなど、その時々において関係法令上採用可能な適切と考える施策を講じてまいります。

(3) 具体的な取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社は、上記(2)①に記載した取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考えております。また、上記(2)②に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを目的として、当社株式の大規模買付行為が行われた場合における、大規模買付行為に関する情報提供の要求及び関係法令の許容する範囲内における適宜適切な措置の実施等を定めるものであることから、上記(2)②に記載した取組みは、上記(1)の基本方針に沿い、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上等に資するものであり、かつ会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 剰余金の配当等

当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要課題の一つと認識し、その方策としては業績に応じた配当金のお支払いならびに自己株式取得等としております。業績に応じた配当のお支払いは、安定的、継続的に実施することを基本方針とし、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金需要、先行きの業績見通し、健全な財務体質維持等を勘案して実施いたします。

なお、2023年度～2025年度の3年間における株主の皆様への利益還元としては、配当金のお支払いを重視することとし、設備投資計画ならびに財務状況等を踏まえ、当初の方針を一部見直し1株当たり40円（2025年7月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合をもって実施した株式分割考慮後）以上の年間配当金を維持した上で、連結配当性向年間75%以上とする（2024年4月25日開示の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」による）こととしております。

剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本としており、また、決定機関については、会社法第459条第1項に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2026年5月11日開催の取締役会において1株当たり71円と決議しております。これにより2025年11月5日開催の取締役会において1株当たり20円と決議しました中間配当とあわせて1株当たり年間配当金は91円となります。

### (2) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第35条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮した上で、総合的に判断することといたしております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2026年3月31日現在	前 期(ご参考) 2025年3月31日現在
<b>【 資 産 の 部 】</b>		
流動資産	[ 165,586]	[ 159,857]
現金及び預金	62,059	58,090
受取手形、売掛金及び契約資産	40,400	43,930
電子記録債権	4,732	5,223
有価証券	11,108	2,995
商品及び製品	21,825	24,440
仕掛品	6,075	6,311
原材料及び貯蔵品	16,767	16,294
その他	2,826	2,760
貸倒引当金	△210	△189
固定資産	[ 100,872]	[ 104,399]
有形固定資産	( 55,781)	( 57,808)
建物及び構築物	19,338	18,259
機械装置及び運搬具	12,399	12,183
土地	18,164	19,350
リース資産	96	86
建設仮勘定	4,237	6,595
その他	1,544	1,333
無形固定資産	( 2,425)	( 2,278)
投資その他の資産	( 42,665)	( 44,311)
投資有価証券	38,210	40,961
退職給付に係る資産	3,778	2,679
繰延税金資産	95	61
その他	580	609
資 産 合 計	266,458	264,256

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期 2026年3月31日現在	前 期(ご参考) 2025年3月31日現在
<b>【 負 債 の 部 】</b>		
流動負債	[ 27,931]	[ 29,759]
支払手形及び買掛金	14,815	14,453
電子記録債務	2,236	2,241
短期借入金	—	840
リース債務	93	72
未払法人税等	2,322	3,504
契約負債	324	333
賞与引当金	1,182	1,182
その他の他	6,957	7,129
固定負債	[ 14,851]	[ 19,376]
リース債務	67	99
繰延税金負債	1,701	3,206
再評価に係る繰延税金負債	375	780
役員退職慰労引当金	27	20
退職給付に係る負債	3,670	4,127
製品補償引当金	5,544	7,490
その他の他	3,463	3,651
負債合計	42,783	49,136
<b>【 純 資 産 の 部 】</b>		
株主資本	[ 168,327]	[ 164,196]
資本金	23,220	23,220
資本剰余金	10,589	12,481
利益剰余金	141,395	133,392
自己株式	△6,878	△4,898
その他の包括利益累計額	[ 34,249]	[ 30,524]
その他有価証券評価差額金	19,241	16,921
土地再評価差額金	630	1,435
為替換算調整勘定	11,229	9,705
退職給付に係る調整累計額	3,148	2,461
新株予約権	[ 71]	[ 98]
非支配株主持分	[ 21,026]	[ 20,301]
純資産合計	223,675	215,120
負債・純資産合計	266,458	264,256

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで)	前 期(ご参考) (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)
売上高	195,373	208,460
売上原価	160,842	174,311
売上総利益	34,531	34,149
販売費及び一般管理費	22,663	20,260
営業利益	11,868	13,889
営業外収益	( 6,006)	( 7,936)
受取利息	732	665
受取配当金	1,178	1,251
受取保険金	101	62
投資有価証券売却益	3,482	4,971
為替差益	—	138
持分法による投資利益	219	494
その他	291	353
営業外費用	( 357)	( 274)
支払利息	78	86
為替差損	148	—
コミットメントフィー	21	21
海外出向費用	69	109
その他	39	57
経常利益	17,517	21,551
特別利益	( 2,014)	( 85)
固定資産売却益	250	11
関係会社株式売却益	1,764	—
抱合せ株式消滅差益	—	73
特別損失	( 380)	( 940)
固定資産除売却損	174	172
減損損失	205	371
関係会社清算損	—	131
関係会社株式評価損	—	220
投資有価証券評価損	—	44
税金等調整前当期純利益	19,152	20,695
法人税、住民税及び事業税	4,670	5,487
法人税等調整額	△3,616	179
当期純利益	18,098	15,028
非支配株主に帰属する当期純利益	694	1,529
親会社株主に帰属する当期純利益	17,404	13,499

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2026年3月31日現在	前 期(ご参考) 2025年3月31日現在
<b>【資産の部】</b>		
<b>流動資産</b>	[ 110,098]	[ 102,825]
現金及び預金	23,590	21,000
受取手形、売掛金及び契約資産	39,968	41,635
電子記録債権	1,507	1,573
有価証券	11,000	2,995
商品及び製品	17,768	18,817
仕掛品	4,849	4,750
原材料及び貯蔵品	9,806	9,924
前払費用	59	160
その他	1,552	1,971
貸倒引当金	△4	△4
<b>固定資産</b>	[ 89,326]	[ 87,355]
<b>有形固定資産</b>	( 27,252)	( 27,717)
建物	8,837	9,165
構築物	982	981
機械装置	3,471	3,585
車両運搬具	54	70
工具器具備品	583	507
土地	12,207	12,208
建設仮勘定	1,115	1,199
<b>無形固定資産</b>	( 1,441)	( 1,223)
ソフトウェア	555	708
その他	886	515
<b>投資その他の資産</b>	( 60,633)	( 58,414)
投資有価証券	33,226	30,442
関係会社株	26,449	27,394
その他	957	578
<b>資産合計</b>	<b>199,424</b>	<b>190,181</b>

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期 2026年3月31日現在	前 期(ご参考) 2025年3月31日現在
<b>【負債の部】</b>		
流動負債	[ 22,187]	[ 21,324]
電子記録債務	1,783	1,752
買掛金	11,666	10,411
短期借入金	2,100	1,400
未払費用	575	732
未払法人税等	2,287	2,240
契約負債	1,470	2,818
前受り金	136	70
預り金	188	127
賞与引当金	82	73
その他の引当金	977	974
その他	918	724
固定負債	[ 12,043]	[ 16,406]
退職給付引当金	4,746	4,987
長期預り保証金	1,341	1,421
繰延税金負債	—	2,082
資産除却負債	217	227
製品補償引当金	5,544	7,490
その他	193	197
負債合計	34,231	37,731
<b>【純資産の部】</b>		
株主資本	[ 146,634]	[ 136,220]
資本金	( 23,220)	( 23,220)
資本剰余金	( 10,282)	( 12,173)
資本準備金	5,805	5,805
その他の資本剰余金	4,477	6,368
利益剰余金	( 121,699)	( 106,872)
その他の利益剰余金	121,699	106,872
固定資産圧縮積立金	622	648
別途積立金	71,382	71,382
繰越利益剰余金	49,694	34,842
自己株式	( △8,568)	( △6,046)
評価・換算差額等	[ 18,487]	[ 16,130]
その他有価証券評価差額金	18,487	16,130
新株予約権	[ 71]	[ 98]
純資産合計	165,193	152,450
負債・純資産合計	199,424	190,181

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで)	前 期(ご参考) (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)
売 上 高	117,377	128,016
売 上 原 価	91,750	102,089
売 上 総 利 益	25,627	25,927
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,773	15,122
営 業 利 益	9,853	10,804
営 業 外 収 益	( 6,622)	( 7,832)
受 取 利 息	303	234
受 取 配 当 金	2,649	2,438
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,482	4,960
そ の 他	186	199
営 業 外 費 用	( 180)	( 303)
支 払 利 息	72	62
そ の 他	107	241
経 常 利 益	16,295	18,333
特 別 利 益	( 9,952)	( 16)
固 定 資 産 売 却 益	166	2
関 係 会 社 株 式 売 却 益	9,786	13
特 別 損 失	( 914)	( 520)
固 定 資 産 除 売 却 損	157	124
投 資 有 価 証 券 評 価 損	—	44
関 係 会 社 株 式 評 価 損	757	220
関 係 会 社 清 算 損	—	131
税 引 前 当 期 純 利 益	25,333	17,829
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,712	4,556
法 人 税 等 調 整 額	△3,460	263
当 期 純 利 益	25,081	13,009

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ヨドコウ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩田英里子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨドコウ（旧会社名 株式会社淀川製鋼所）の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨドコウ（旧会社名 株式会社淀川製鋼所）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ヨドコウ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩田英里子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨドコウ（旧会社名 株式会社淀川製鋼所）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - 三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。
    - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

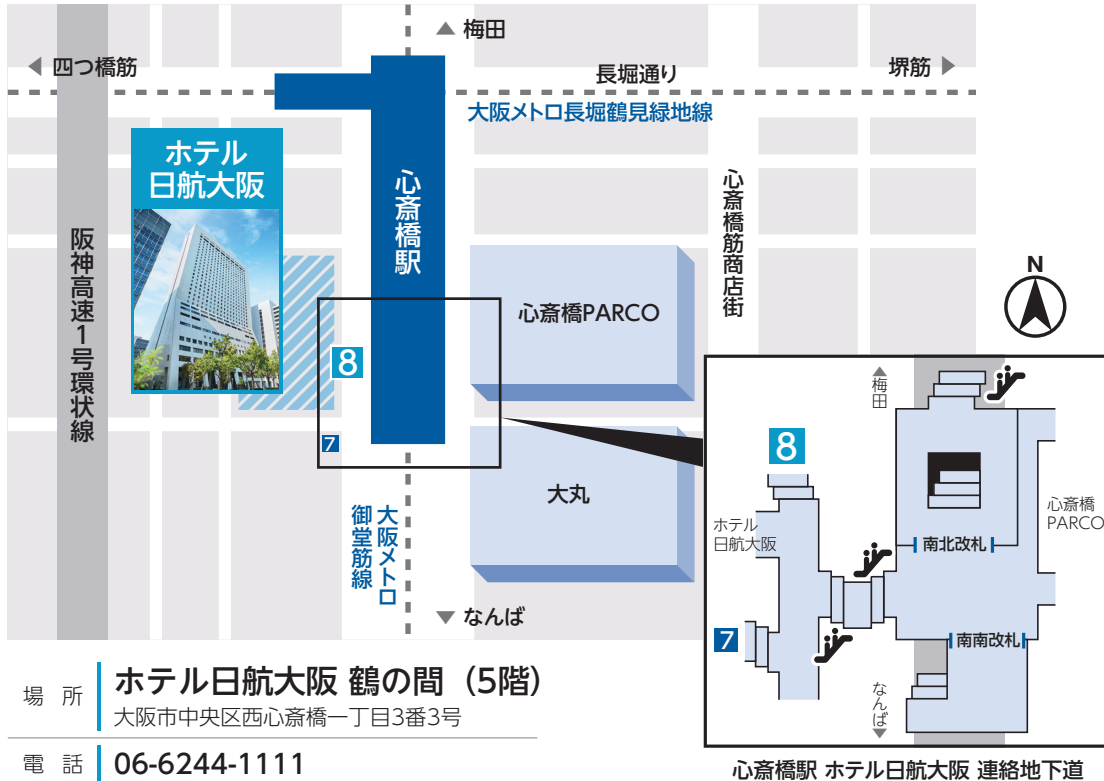
株式会社ヨドコウ 監査役会

監査役(常勤)	林	賢治	ⓐ
監査役(常勤)	篠原	裕明	ⓑ
監査役	渡邊	りつ子	ⓒ
監査役	俣野	朋子	ⓓ

(注) 監査役渡邊りつ子氏及び監査役俣野朋子氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図



## 交通のご案内



※駐車場のご用意がございませんので、あらかじめご了承ください。